

## 概要

- 国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援
- 消費生活相談員、消費者行政職員等のレベルアップのため、消費者トラブル等に関する研修の参加に必要な経費を支援
- 引き続き、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備を支援

## 地方消費者行政強化事業(1. 2. は原則補助率 1/2、3. は定額)

### 1 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化※

#### 事業メニュー

※自主財源化の充実への取組が不十分な地方公共団体に対し、一部3分の1の補助率を導入。(1)の一部事業メニューの補助率は定額。

- (1) 情報化対応の推進(メール、SNS等を活用した消費生活相談のデジタル対応、デジタル補助員の設置に係る経費など)
  - ・自治体連携の促進による相談体制の維持・充実(指定消費生活相談員及び主任相談員による相談機能の強化、広域連携の立上げなど)
- (2) 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)に対する相談・見守り体制の整備・運用
- (3) 消費者教育・啓発への取組
- (4) SDGsへの取組(エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等)
- (5) 法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組

### 2 国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ事業

#### 研修メニュー

- (1) 社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応
- (2) 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への相談対応
- (3) 消費者教育・消費者政策の普及啓発(新型コロナウイルス感染症に関する消費者問題を含む)
- (4) 消費者政策に関連する法改正等への対応

#### <補助対象>

- 消費者行政に関わる
- ・消費生活相談員
  - ・行政職員
  - ・教員

### 3 霊感商法を含めた悪質商法対策事業

#### 事業メニュー

- (1) 消費者被害の防止・早期発見(消費者教育の推進・周知啓発、消費者安全確保地域協議会の構築、運営)
- (2) 消費生活相談等の機能強化(消費生活相談の機能強化、悪質事業者等への対応強化)

## 地方消費者行政推進事業(旧地方消費者行政推進交付金)(補助率: 定額)

- 平成29年度までに『地方消費者行政推進交付金』等を活用し行ってきた消費生活相談体制の整備等の事業について引き続き支援